

# 吐しゃ物の処理

## 基本ガイドライン⑦

「焦らず・触れず・飛ばさず」が基本。  
清掃ではなく“感染防止の処理”として行う。

### 処理の目的

吐しゃ物にはノロウイルスなどの感染性病原体が含まれている可能性があるため、迅速かつ正しい方法で処理することが感染拡大防止の鍵です。

### 処理の手順

- 1.周囲の人を避難させる（2m以内は立ち入り禁止）
- 2.吐しゃ物をペーパータオルで静かに覆う
- 3.→拭き取り時にウイルスが飛散しないよう注意。
- 4.次亜塩素酸を外側からゆっくり浸すように噴霧・塗布
- 5.→10分程度放置し、十分に殺菌。
- 6.拭き取り処理
- 7.→汚染部分を外側から中心に向かって静かに拭く。
- 8.使用済みペーパー・手袋・エプロンを密閉袋に入れ廃棄
- 9.処理後は必ず手洗い・うがいを実施
- 10.→手指はアルコール消毒で仕上げる。



常備している専用キットを使用します

# 職員会議及び研修並びに委員会について

## 会議と研修は、安心を守るチームの土台

### 職員会議とは

- ・ 職員会議は「情報共有」と「支援の方向性統一」を行う場であり、グループホーム運営の中核的な機能。
- ・ 日々の支援を振り返り、課題を共有し、解決策をチームで考える。
- ・ **当事業所では同日開催しておりますが、研修や委員会とは別の趣旨目的を持った、重要な機会となっています。**

### 各種研修および委員会の法律要件と目的

#### ◆ 法的根拠

障がい者グループホーム（共同生活援助）は、「障害者総合支援法」および「指定基準」に基づき運営されています。

この中で、右の研修および委員会の開催・受講は法令上の義務として定められています。

### 障がい者グループホームにおける 法定研修・委員会



虐待防止研修及び委員会 年に1回以上



感染症等対策研修 年に2回以上



感染症等対策委員会 3か月に1回以上



身体拘束等適正化研修  
及び委員会 年に1回以上

# 虐待防止の指針

「一人ではなく、みんなで防ぐ。」

## 意義

### (1) 利用者の権利と尊厳の擁護

すべての利用者は、障がいの有無にかかわらず、人として尊重され、安全で安心な生活を送る権利があります。

### (2) 支援の質の向上

虐待を防ぐことは、単に「不適切な行為をしない」ことにとどまりません。

職員が互いに支援を見直し、より質の高い支援と信頼関係の構築につながります。

### (3) 職員とチームの安心

虐待防止体制の整備は、職員一人に責任を押しつけるものではなく、組織全体で支援を守る仕組みづくりです。

## 基本的な考え方

- 虐待防止は「気づく・考える・相談する」から始まる。
- 職員が不適切な言動を見聞きした場合、報告・相談をためらわない。
- 虐待防止委員会を中心に、定期的な検証・研修・再発防止策を行う。

## 職員に求められる行動

- 日々の支援記録を丁寧に残す（支援の「見える化」）。
- 利用者の行動や言葉の背景を理解しようと努める。
- チーム内で迷いがあれば、必ず上長または虐待防止責任者へ相談。

## 虐待5類型

### 身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、身体拘束をするなど

### 性的虐待

わいせつ行為を行う、わいせつな行為を強要するなど

### 心理的虐待

暴言を吐く、侮辱、無視して心理的外傷を与えるなど

### 放棄・放置

食事を与えない、必要な介助を行わわないなど

### 経済的虐待

財産を不当に処分する、金銭を横取りするなど

# 身体拘束等適正化のための指針

身体拘束を「しない支援」は、利用者を守るだけでなく、職員自身を守る支援でもあります。

## 基本方針

身体拘束とは、利用者の意思に反して身体の自由を制限する行為を指します。

これは利用者の 尊厳と人権を侵害する行為 であり、原則として 法律により禁止されています。

ただし、生命や身体の安全を守るためにやむを得ず行う場合のみ、

「身体拘束3原則（切迫性・非代替性・一時性）」に基づき、最小限の範囲・時間で実施し、記録と検証を必ず行うことが求められます。

身体拘束に該当する具体例

以下のような行為は、本人の同意があっても慎重な検討が必要です。

### 身体的拘束

- 手足を縛る、ミトン手袋を使用する
- ベッド柵を両側に上げて出られないようにする
- 立ち上がり防止のため、机や物を前に置く

### 心理的拘束（不当な制止）

- 「言うことを聞かないと外出できませんよ」などの威圧的発言
- 職員の都合で行動を制限する

### 環境による拘束

- 鍵をかけて部屋や居室から出られないようにする
- トイレや食堂への出入りを制限する

## 身体拘束3原則

### ① 切迫性

身体拘束以外に代替手段がないこと

### ② 非代替性

このままでは生命が危険であること

### ③ 一時性

身体拘束が一時的なものであること